

平成28年第9回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

1. 招集年月日 平成28年12月5日(平成28年11月25日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 平成28年12月9日(金) 午前 9時50分
散会 午前10時25分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
危機管理課長	朝田 誠司	定住促進課長補佐	三上 和彦	企画財政課長	藤間 修
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	林田 知樹	保健課長	日高 誠	会計課長	飛弾 智徳
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長補佐	小笠原美穂子
監査委員		農業委員会長			

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三上 直樹 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成28年第9回 邑南町議会定例会議事日程(第2号)

平成28年12月9日(金) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第117号 邑南町水道給水条例の一部改正の撤回について

日程第3 議案の質疑

議案第114号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第115号 邑南町税条例の一部改正について

議案第116号 邑南町水道等施設整備事業分担金徴収条例の一部改正について

議案第118号 邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第119号 邑南町簡易水道事業の設置等に関する条例の廃止について

議案第120号 邑南町特別職報酬等審議会条例の制定について

議案第121号 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第122号 邑南町水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第123号 邑南町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

議案第124号 平成28年度 邑南町一般会計補正予算第3号について

議案第125号 平成28年度 邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について

議案第126号 平成28年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について

議案第127号 平成28年度 邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について

議案第128号 平成28年度 邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号について

平成28年第9回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

平成28年 12月 9日(金)

—— 午前9時50分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(辰田直久) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(辰田直久) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。10番、日野原議員、11番、清水議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案の質疑

- 議長(辰田直久) 日程第2、議案第117号、邑南町水道給水条例の一部改正の撤回についてを議題といたします。第1日目の日程5において、上程、説明が行われました議案第117号、邑南町水道給水条例の一部改正についてを、撤回したいとの申し出があり、これを議題とし提出者からの説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

- 議長(辰田直久) 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) お手元に、事件の撤回請求書をお配りしていると思いますのでそれをご覧ください。12月5日に提出した事件は次の理由により撤回したいので会議規則第19条の規定により請求します。件名でございますが、議案第117号、邑南町水道給水条例の一部改正についての撤回でございます。理由でございますが、邑南町水道給水条例の一部を改正する条例中、表の中の金額について誤りがあったので撤回をお願いいたします。お詫びを申しあげながら、以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。詳細につきましては、水道課長の方から説明をさせますのでよろしく申し上げます。

- 林田水道課長(林田知樹) 番外。

- 議長(辰田直久) 林田水道課長。

- 林田水道課長(林田知樹) 議案第117号、邑南町水道給水条例の一部改正につきましては、これを撤回いたします。これは当初算定いたしておりました、水道料金の試算を精査したところ総括原価に違算がありました。産業建設常任委員会及び全員協議会に配布いたしました水道料金の積算資料におきましては、当初の試算資料訂正しておりましたが、条例案につきましては訂正をおこたっておりました。討議案の撤回をお願いいた

します。大変ご迷惑をおかけいたしました。以上、よろしくお願ひいたします。

- 議長(辰田直久)** それでは、皆さんにお諮りをいたします。ただ今、説明のありました議案第117号、邑南町給水条例の一部改正の撤回について、これを許可することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 異議なしと認めます。したがいまして、議案の撤回を許可することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の質疑

- 議長(辰田直久)** 日程第3、議案の質疑。これより、議案第114号から議案第128号までの質疑をおこないます。はじめに議案第114号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

- 大屋議員(大屋光宏)** 番外。

- 議長(辰田直久)** 8番、大屋議員。

- 大屋議員(大屋光宏)** 職員に関する給与に関する条例の改正ですが、国の人事勧告なり、県の人事委員会勧告に基づくものだと思います。それ自体には、毎年のことですので異議があるわけじゃないんですが、今町は行財政改革を進められとります。特に単独補助金の見直しってことで町民に痛みを伴う部分がある中で、その職員給与を改定することとはどのように理解を求めていくのか。もう1点は、今後、人件費総額ってのはどういう見込みをもっとられるのか。職員採用は今年もあって、多分募集は若干名だったと思います。退職の方の充当程度かな、と理解しておりますが。10月だったと思うんですが、定住促進事務であるとか、丸々事務ということで職員募集があったと思います。ちょっと珍しい募集で気にはなったんですが、当初職員採用したけど満たさなかったのが新たに求められたのか、今までとはこういう方々が増えていって来年度以降、職員数なり総額が増えていくのか。その2点について教えてください。

- 服部総務課長(服部導士)** 番外。

- 議長(辰田直久)** 服部総務課長。

- 服部総務課長(服部導士)** まずあの、今回の人事院勧告に基づく改定ですけれども、基本的には人事院の方、民間給与との格差を平均で0.17%、708円の差額を見込っております。おっしゃったように本来自分たちで給与表をもってきちっと計算するのが本来の趣旨でございますけれども。島根県のように大規模であれば、人事委員会をもって制定するのが本来の趣旨ではございますけれども、どうしても本町のような小さな町に限りましては、給料表の設定をする際にどうしても人事院といいますか、国の給料表を参考にする必要がありますので、それに基づき改定をさしていただくというものでござ

います。それで全体の財政改革の中でこの給与のあり方なんですけれども、この今年の春に全体の総合的見直しをおこなっておりまして、全体の給与額を引き下げております。特に中高年層にあたっては、減給補償制度を維持をいたしまして給与ベースのアップがはかれないようにしておりまして、全体の給与額の削減をおこなっているのが実態でございます。そうしたことがございますので、特にこの1月からその影響が特に出ていますので、それ以降は見込みよりもかなり人件費額は上昇率が下がってくるのと思っております。それと今回社会人の方を採用しておりますけれども、これは基本的に来年度からも特に全国的に展開をして、多くの経験をお持ちの方々を採用していきたいと思っておりますけれども。今回は特に今必要としておる方々を今回はお願いをして採用する予定としております。以上でよろしかったでしょうか。

●大屋議員(大屋光宏) 番外。

●議長(辰田直久) 8番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 行政財政改革も意識された中で考えておられるってことだったと思います。それともう1点追加で民間企業との格差ということであげていくんですけど、当然邑南町の中でも民間の給料で明らかに上がってきていると思います。その上がってきている理由が、それぞれの企業活動で利益が出て上がってきているというよりは、人材が確保できないために、他業種並みに上げてこなければいけない。賃金は上がっているけど人は確保できていない。企業としては本当に利益が出ているかっていうのは不透明なところがあると思います。ただあの、町の今までの施策で、例えば医療福祉に関しては奨学金制度とか、ゆめひびきあい塾のおかげで、もしかしたら資格をとって帰ってきて就職できないかもしれないってことで条例の見直しっていう程度まで改善されているんだと思います。農業関係も過去から、まあ今でも後継者不足っていう言葉がありますけど、実際現場をみると過去に比べれば十分新規参入者増えてますし、制度も充実している。もう後継者不足っていう時代じゃないんだと思います。建設土木も来年度からになると思うんですけど、県の方も、かかわる資格、100程度の資格をかんする人達については大学等に行っても、中山間に帰ってくれば奨学金免除するっていう政策が出ています。残されたのは製造業です。製造業が一番人が集まらないとはいいながら何も手がうたれていない。で、一番ここに手だてをしないと今後の税収なり、固定資産税、償却資産税とか安定的な税収確保にならないんですけど。こういう製造業に対する雇用の確保っていう手だてはどのように考えて、まあこれをしないと、やっぱり民間企業との格差を埋めますっていうことが地域として理解されないと思うんですけど。その手だてはどうなっているか教えてください。

●石橋町長(石橋良治) 番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 今まさにおっしゃるように、製造業では非常に人手不足という感じがあるわけですね。特にまあ、製造業の中でも我々が期待をしておる進出企業の8社について。まあ全部製造業ではありませんが、その8社ほとんどがですね、人手不足という状況が感じられるわけです。第1回目の、そういった意見交換会でもそうとうそういう強い人員の確保の要請っていうのが出てまいります。また、12月20日には第2回目をやるわけですがけれども。基本的にはこの労働力確保っていうのはまず企業がどう努力をするか、ということだろうと今思っています。第1回目の会議でも、そういう厳しい状況の中でもきちっと従業員さんを確保している企業も県内にはいるという事例が数社紹介されました。それをみると、やはりいかにその企業は人を大事にするかと。どうやって育成するのか、あるいは働きやすい環境をどう作っていくのか。働き方の改革というのを今言われてますけれども。そういうことも含めて一生懸命努力されています。ですから、そういうことをふまえると、うちの進出企業の方々がどれほどそういう意味で、それに向かって努力されるかっていうのがまず問われるんだらうと思います。そういう中でやはり数社は女性の活用であるとか、あるいは深夜労働等々の改善等々をふくめて機械化の問題、今一生懸命努力されています。そういうことで、やはり魅力のある職場をつくっていくという意味で、一時的にはその企業さんが努力をしていくっていう余地は相当あるんだらうと思います。そうして、まあ我々はそれを後押しする意味でもハローワークであるとか、矢上高校であるとか、いろんなところとやっぱり連携をしながら確実に情報を流して、こういう魅力のある会社が邑南町にも製造業ありますからどうでしょうかっていうような、やっぱりマッチング作業をやっていくのが行政の役割だろうと思いますし、若干そのへんも我々は手薄であったというふうに反省をしておりますので。第2回目以降、今度は具体的なそういう人員確保の方策等が議論されるというふうに期待をしております。これはもう官民挙げてやっていく問題ということで感じておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

●**議長(辰田直久)** よろしいですか。はい。他にございませんか。はい、無いようですので議案第114号の質疑を終わります。続きまして、議案第115号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第115号の質疑を終わります。続きまして、議案第116号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** はい。無いようですので、議案第116号の質疑を終わります。続きまして、議案第118号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) はい。無いようですので、議案第118号の質疑を終わります。続きまして、議案第119号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第119号の質疑を終わります。続きまして、議案第120号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●亀山議員(亀山和己) 番外。

●議長(辰田直久) はい、12番、亀山議員。

●亀山議員(亀山和己) これは町独自の特別職の報酬審議会については、これまで長い間にわたって必要ではないか、ということをいろいろ要望しておりましたが、ようやくできたという感じで大変歓迎するものですが、これが今、これを提案されたということは、この必要性が生じたということだろうと思いますが、これ条例の2条にうたっております、町長が特別職もありますが、それ以外に特に必要と認める事項というのがあります。この度この条例を提案されるにあたって、この特別審議会へさっそく諮問しなければならない事項があるのかどうかということをお伺いします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) おっしゃったように、これまで、23年までですね。平成23年まで郡の町村会の審議会によって審議していただいておりますけれども、23年にそれが解散をしております、以後特に問題もありませんでしたので審議会を設けず今の報酬も見直しも行わずきております。ただ、昨年に行財政改正審議会の答申をいただきまして、その中で特に非常勤特別職の報酬について扱いを、まあ削減の方向で考えるようにというふうな答申をいただいておりますので。特に非常勤特別職の方の報酬についての、特に日額報酬の部分について、あの例えば半日の報酬にするとか、いう検討をちょっと必要になりましたので今回見直しを行うということになります。また、一応考えといたしましては、一応全ての報酬の中についても今後お願いしていこうかな、というふうには思っております。

●議長(辰田直久) よろしいですか。他にございませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 番外

●議長(辰田直久) 8番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 第3条の委員の構成の公共的団体等の代表者ってというのはどういう理解をすればいい。具体的についていうか、どういうのが公共的団体ってみなされるか教えてください。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** まだ特段どなたにお願いするか決めてないのであれですけども。公共的団体と申しますと、例えば社会福祉協議会の会長さんであったりですね、あと町内の他にも公共的団体、商工会であったり、あるいは農協であったり。まあいろいろ公共的団体の趣旨もっていらっしゃいるところはあろうかと思えます。そういう方々の代表者の方とかですね、あるいは町内でも有識者と呼ばれる方々にもまたお願いをして5人揃えたいな、とは思っております。

●**大屋議員(大屋光宏)** 番外。

●**議長(辰田直久)** はい、大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい。公共的な団体の方、一般の住民の方、あと民間の企業とか民間の事業者の方っていうのも必要な、とも思うんですけど。例えば、民間の事業者にお願いしようと思うと、それはその他の住民に入るっていう理解でいいですか。

●**服部総務課長(服部導士)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** おっしゃるとおりです。

●**辰田議長(辰田直久)** 他にございませんか。無いようですので、議案第120号の質疑を終わります。続きまして、議案第121号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** はい。無いようですので、議案第121号の質疑を終わります。続きまして、議案第122号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●**宮田議員(宮田 博)** 番外。

●**議長(辰田直久)** はい。6番、宮田議員。

●**宮田議員(宮田 博)** はい。この議案の第2条の2項(2)の1日最大給水量が示してありますが、この計画1日最大給水量を単純に給水人口で割った時の差異が非常に大きいところがありますが、この要因っていうのはどういうものでしょうか。例えば、一番これの一日あたりに割った時の給水、一人あたりですね、一日一人当たり市木水道は696リットル。口羽水道は366リットル。ほぼ倍半分に近いという差異がでております。この根拠を教えてください。

●**林田水道課長(林田知樹)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 林田水道課長。

●**林田水道課長(林田知樹)** 失礼します。市木が一番多くなっておりますが、これはハイランドの集客の最大ピークを予定しておりまして、冬場の給水が最大になることを考慮して市木が一番多くなっております。で、その他、人口的にいくと矢上とか瑞穂西とかが多いんですけど。そこにつきましては面積も広がりますので、給水量は平準化されるとい

うことになって市木が突出したようなかたちになっております。以上です。

●議長(辰田直久) よろしいですか。

●宮田議員(宮田 博) 番外。

●議長(辰田直久) 宮田議員。

●宮田議員(宮田 博) これはまあ、算出には非常に複雑なプロセスをへてと思いますが。例えば、ゆうすい量あたりもこれに加味してでるものなのでしょうか。

●林田水道課長(林田知樹) 番外。

●議長(辰田直久) 林田水道課長。

●林田水道課長(林田知樹) ゆう水量といいますと。有収率ですね。有収率は加味しておりません。

●議長(辰田直久) 他にございますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第122号の質疑を終わります。続きまして、議案第123号の、失礼しました。議案第123号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●亀山議員(亀山和己) 番外

●議長(辰田直久) はい、亀山議員。

●亀山議員(亀山和己) この条例の制定は、水道事業が公営企業会計へ移るためのものだと思いますが、この条例で規定する職員の給与と町の一般職の、一般事務の給与との大きな違いというものがこの中にあるのでしょうか。実際にその業務に携わるのは現状どおり、今の職員が出向なり、とかなんとか手続きを経てその業務に関わるとは思います。ここで規定する水道法に、公営企業法によるこの職員に対する条例と町の一般職の条例というのは大きな違いがあれば教えてください。

●林田水道課長(林田知樹) 番外。

●議長(辰田直久) 林田水道課長。

●林田水道課長(林田知樹) 違いはありません。町の職員の給料、給与表に準じて水道のこの条例をつくっています。

●議長(辰田直久) 他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第123号の質疑を終わります。議案第124号から議案第128号までの質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際はあらかじめページ数を示してこれをおこなっていただきますよう、おねがいたします。はじめに、議案第124号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

- 中村議員(中村昌史) 番外。
- 議長(辰田直久) はい、9番、中村議員。
- 中村議員(中村昌史) 15ページ、情報政策費の委託料、庁舎内情報システム強じん化事業費について聞きたいと思います。これは昨年度末に国の方から言ってきました、いわゆる庁内イントラネットを外部と遮断をするように、ということだろうと思うんですが、そうであればですね、具体的にどういうふうに強じん化をしようとされているのか。つまりサイボウズと外部とのネットの接続というふうなことがどういうふうになるのか。昨年度末の説明でしたら各課に1台ないし2台ずつインターネットに接続できる、まるでべつこな端末をおくんだ、というふうな説明でありましたが。それがそういうふうな方向になるのかどうかを教えてください。
- 服部総務課長(服部導士) 番外。
- 議長(辰田直久) 服部総務課長。
- 服部総務課長(服部導士) 昨年からの強じん化事業を始めておりました。繰越もありましたけれども、本年度もあわせて全体をお話ししようと思っております。去年は言われた様にまったく分離をして別の端末を置くような話をしてまいりましたが、以後県のシステム構想そのものがちょっとかわってまいりまして。具体的にはどうなっていくかとですね、まずは分離します。インターネットは分離しまして、これは中での情報系のものについてはインターネットが分離されたサイボウズ、あるいはエルジーワンの中で整理をしていきまして、ほとんどの業務はこれでおこないます。インターネット分離につきましては、県に一つのサーバーがございましてそこを経由して、どういいますか、仮想デスクトップと言いまして、もの自体は県の方のサーバーに、インターネット上あるんですけど。それを画面を見に行くと、いうだけのものでして、実際そこからファイルをダウンロードすることは直接はできません。ある、もう一つのサーバーを使ってですね、無害化をかけて受け取ることはできます。同じようにメールにつきましても、これにつきましても今のアドレスはそのまま維持させまして、県のそのメールサーバーをとおして無害化されたファイルを、無害化されたものをメールとして受け取ります。ただそこには添付ファイルもございまして、これにつきましても、必要なものについてはきちんと無害であるかないかを確認を県のサーバー中でして、そのものを受けとるかたちになります。そして実際インターネットはどうなんだろうかと、という見方なんですけれども、この仮想デスクトップで受けとるには、ある程度個人個人の費用もかかりますんで。全体的に職員の中でどうしてもみなければいけないというところを特定をしまして、そのものにその権利を与えて見るようにします。それ以外につきましても、必要な場合は無線ランを設置をいたしましたので、これをとおして一般の別のパソコンでみることはできると。そういうかたちになります。基本的には無害化されておる、仮想デスクトップの画面を見に行くというかたちになります。

す。

- 中村議員(中村昌史) 番外。
- 議長(辰田直久) はい、中村議員。
- 中村議員(中村昌史) あの今の段階で言いますと、職員の皆さんもですね、インターネットをつうじての情報の取得というふうなところが、かなりあるんだろうと思うんですよ。世の中がこういう世の中ですので。それが阻害されるというか、影響がでるようなことのないような方法を確立できるようにお願いをしたいと思います。それとこれの財源ですが、11ページの、11ページですね。町債のところで、これの財源として情報セキュリティ強化対策事業債として870万円あがっておりますが。昨年度末からの繰越ですよ、それは10分の10国の負担だったというふうに記憶しておるんですが。記憶間違いであればあれですけども。この870万の起債については、例えば、特別交付税で措置されるとかそういうふうなことがあるのか、そのへんを教えてください。
- 服部総務課長(服部導士) 番外。
- 議長(辰田直久) 服部総務課長。
- 服部総務課長(服部導士) 昨年の4月につきましては、言いましたように、国の事業費がございまして基本的にはインターネットを分離するためのものを計上さしていただいております、繰越もそれでかけております。今年度にいたりましては、インターネット分離以外のこの庁舎の方でそれをどういうふうに活用していくのかというシステムづくりのためのところとございまして、総務省の昨年の説明では、これにつきましては交付税の方で措置するからというお話だったんですけども、実際にはこうした経費がかかりますのでうちの方では過疎債を対象にして少し有利な方法でやらしていただくというふうに思っております。
- 中村議員(中村昌史) 番外。
- 議長(辰田直久) はい、中村議員。
- 中村議員(中村昌史) 交付税措置はないということでもいいですか。
- 服部総務課長(服部導士) 番外。
- 議長(辰田直久) 服部総務課長。
- 服部総務課長(服部導士) 基本的には交付税措置は含まれております。全体の、国全体の自治体の話ですので。国の交付税の積算の中ではですね、一応含まれておりますけれども、うちのこうほはそれに加えて過疎債で利用していかうと、いうふうに計画をたてております。
- 議長(辰田直久) はい、他にございせんか。
- 大屋議員(大屋光宏) 番外。
- 議長(辰田直久) 8番、大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** 10、11ページの財政調整基金繰入金についてです。当初財源不足等もありまして基金を崩して予算を組まれて、崩した分については9月の時に繰越金で戻したので、差引チャラになったんだと思います。今回また再び崩すわけですけど、補正の中身をみますと、それぞれ必要な事業ですし、体育館の修繕等必要なんだと思いますけど。このままいくともしかして今年度って単年度収支が赤字かなって思うんですけど、今後の財政運用の見込みはどのような状況なのか、が一つと、もう一点、14、15ページの一般管理費の職員給与費2千万円の増額。説明では会計検査に関する残業手当代ということですけど、2千万っていうと非常に大きいですが。全てが会計検査のための残業代として理解してよろしいかどうか。

●**藤間企画財政課長(藤間 修)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 藤間企画財政課長。

●**藤間企画財政課長(藤間 修)** 確かにおっしゃるように、当初1億4千万あまりの財政調整基金を崩して予算をたてましたけれども、なんとか繰越金とか交付税で9月補正でもとに戻しまして、今は0円にまで戻しました。今回は事業がかなり膨らんでおまして、いろんな経常経費。例えば、扶助費関係とか、そういったものが増えておりますので。その部分に充当するために財政調整基金を崩しております。1千800万円あまりでございます。今後はですね、最終的には3月に特別交付税が決定になります。これまでの年度の経緯からいいますと、だいたいの場合その特別交付税を堅く見積もっておりますので、その特別交付税によって財政調整基金をもとにまたもどすと、というようなことを今予測しておりますが。例年そういうことがおこりますが、今年まだ分かりませんので。ですけども、そういった財政運営をしていくように、最終的にはなると思います。

●**服部総務課長(服部導士)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** 時間外手当の件ですけども、一番大きなのはやっぱり会計検査が一番多かったですけど、その他にもですね、三江線の関係もありますし。総合戦略、地区別戦略の関係もございます。あと、有害鳥獣、大変クマがでておりましたので有害鳥獣の関係。あるいはパラリンピックの関係ですね。あと台風等の災害関連もございました。このようなどうしても時間外を要するものについて一応認めてもおりますので。それを計上さしていただいております。なるべく通常業務ですと残業の方にはいかないように、いうふうには指導はしております。

●**議長(辰田直久)** 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第124号の質疑を終わります。続きまして、議案第125号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。ありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、議案第125号の質疑を終わります。続きまして、議案第126号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、議案第126号の質疑を終わります。続きまして、議案第127号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、議案第127号の質疑を終わります。続きまして、議案第128号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、議案第128号の質疑を終わります。以上で議案第114号から議案第128号までの質疑は全て終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 散会宣告

- 議長(辰田直久) 以上で、本日の日程はすべて議了(ぎりょう)いたしました。本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

—— 午前10時25分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員